

議会報告 第35号



(ホームページもご覧下さい <http://www.ojima-shinichi.com/>
筑西市下野殿 801-1 TEL 0296 (24) 8951

市議会議員 小島 信一



明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いします。

12月定例会より 報告 (令和元年第4回定例会)

令和2年1月10日発行

- ◎補正予算が成立 —— 専決分 増額 3800万円
・台風19号の被害対策事業 2100万円
・災害復旧費 1700万円



出動したようです。規程に従った
のでしょうか、これが適正だったか
やはり検証は行うべきです。



- ◎一般会計—増額と減額補正で△1億6000万円
地域づくり振興基金積み立て金 —— 900万円
板谷波山記念館整備基金積立金 —— 180万円
(ふるさと納税を財源としたもの)
定住促進住宅取得支援事業 —— 4180万円
放課後児童クラブ増強・変更 —— 2320万円

◎債務負担行為の補正が可決

地方自治法の定めで、年度をまたいで次年度の業務委託契約をすることはできません。しかし、新年度早々から執行しなければならない業務は、現実には年度内に契約する必要があります。これを可能にするため「債務負担行為」制度があります。

- 可決となった債務負担行為 —— 63業務
例示 広報筑西(ピープル)印刷 —— 1872万円



- ・一般ごみ収集運搬委託
1億2200万円

24時間電話健康相談委託 —— 575万円

広域連携バス運行委託 —— 1550万円

地域内運行バス運行委託 —— 1760万円



- ・道の駅循環バス運行
1600万円

市税コンビニ収納委託 —— 541万円

印鑑条例の改正

市役所窓口において、印鑑証明書の交付申請の際、これまで印鑑登録証(市民カード)を提示しなければならなかったが、個人番号カード(マイナンバーカード)を利用することで、印鑑登録証を提示しなくても済むようになりました。

—「かんたん窓口」制度

但し、補助端末機を利用する方法になります。窓口申請ではありません。コンビニでのカード利用とほぼ同じです。今後は、市民課カウンター脇に補助端末機が設置され、マイナンバーカードで印鑑証明書の他住民票の写し、課税・非課税所得証明書が取得できます。

私見としては疑問が残ります。これについては裏面の議案質問で述べます。

—定例会の話題—

○マイナンバーカードの利用が広がる

- ・印鑑カード ・ 健康保険証

今定例会で予算化された2つの事案があります。一つは先に触れた印鑑証明書に関するもの。もう一つは国民健康保険の保険証として利用するものです。

- ・マイキーID



実証実験がスタートしているマイキープラットホームの利用も推進しています。市民の皆様にマイナンバーカードの作成とマイキーIDの取得を勧めています。

議案質疑

<p>印鑑条例改正について</p> <p>小島信一質問：市役所窓口において、印鑑証明書を交付申請する場合、印鑑登録証（市民カード）を提示する方の他、個人番号カード（マイナンバーカード）を利用する方法を追加する条例改正案が出されています。しかしこれは補助端末機を利用するもので、印鑑登録証と個人番号カードを同一扱いするものではありません。何故同一扱いできないのか。</p>	<p>を印鑑登録証として利用する場合、同一人に対して印鑑カードを交付することは認められない」とある。つまり既に発行した印鑑登録証を回収する必要が出てくる。</p> <p>一方で補助端末機を利用する方法であれば通達には違反することなく印鑑証明書の発行が可能である。</p>
<p>部長答弁：本市の印鑑条例は、総務省の通達に則って制定し。そこには「印鑑登録証を提示しないかぎり印鑑証明書の交付を受けることができない」「個人番号カード</p>	<p>所感：「地方自治は通達行政」の典型。地方分権一括法の精神が生かされていない。市民感覚では、補助端末機を設置せず、窓口で対応できるように改正すべき。</p>

<p>市職員定数条例等の改正について</p>	<p>中核病院へ移動した職員数を減じただけ。つまり合併当時と変わらない。しかし現実には削減されている。ならば条例改正をするのであれば、当然削減した数字が妥当ではないか。</p>
<p>小島信一質問：現在の職員数 774人と改正条例案で示す職員数 1079 人は大きく乖離している。条令の定数をもっと実数に近づけられないのか。</p>	<p>答弁：今後同規模自治体の定数、本市の行政需要も勘案しながら、必要に応じて定数の見直しも考えてまいりたい。</p>
<p>部長答弁：この定数は、あくまで自治体の規模に応じた上限。職員数に関しては定員適正化計画に基づき削減に努めてきた。乖離はその成果と認識している。</p>	

<p>臨時職員（会計年度任用職員）の定数設定について</p>	<p>質問：正規職員に定数計画がある以上その補助的に使われる臨時職員の数の目標値も必要ではないか。</p>
<p>小島質問：正規職員の定数については既述の通りですが、臨時職員（会計年度任用職員）の人数については定めなくてよいのでしょうか。</p>	<p>副市長：全自治体が人件費削減という命題に取り組みながら採用している。全体として 60 億円が目安。会計年度任用職員は行政需要に合わせ短期的に採用し、人数は変化するもの。計画的に目標をもって定めることは適切ではない。</p>
<p>部長答弁：現在は 191 人ですが、定員適正化を定める計画は現在ありません。必要な部署、業務内容を十分精査した上で、必要な人数を適正に配置してまいりたい。</p> <p>所感：臨時職員を制限を設けず採用できるのであれば、職員定数条例はもっと現実に合った数にすべきです。近年業務の外部委託が増え、さらに再任用職員も増えています。臨時職員の定数制限もあるべきだと思います。</p>	

<p>一般質問</p>	
<p>公有地売却の賠償金支払いについて</p>	<p>すべき点があるのではないか。</p>
<p>小島質問：公有地を売却して 2000 万円の賠償金を払わされた。今後何を改善すべきか？</p>	<p>答弁：もう一度精査してまいりたい。</p>
<p>答弁：調査をこれまで以上にしっかり行う。場合によっては試掘も行う予定です。</p>	<p>質問：議会は賠償金 2000 万円を議決しました。最高責任者である市長は責任をどのように考えていますか。</p>
<p>質問：契約書には瑕疵担保責任を負わないと明記してあるのに市は通常ではありえない賠償金を支払った。裁判も辞さない決意と、例えば買主が目的を達せられる場合、売買代金の何割までと明記しておくなど改善</p>	<p>市長：私の責任は大きくあると思っている。二度とこのようなことがないようしっかり進めたい。</p> <p>所感：市民の公金から 2000 万円も支払われた。市長はじめ執行部は公金を守る責務をもっと重くとらえてほしい。合わせて説明責任を果たしてほしい。</p>